

第百九十七号議案

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程の一部を改正する条例
東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規程（平成三十年東京都条例第百十一号）の一部を次のように
改正する。

第三条中「、同区芝浦四丁目及び同区港南二丁目の各一部」を「の一部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

港区における町の区域の変更に伴い、施行地区に含まれる地域の名称を改める必要がある。